

その笑顔が もっと、ずっと 輝ける職場に!

ほいく“しが” スマイル♪ 認定制度 スタート!



保育士が笑顔でイキイキと働ける職場づくりを!

近年、社会で活躍する女性の増加や、2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化などを受け、保育のニーズはますます高まっています。そんな中、保育士^{※1}が笑顔で働ける、居心地がよく働きがいがある保育所^{※2}を応援するため、滋賀県では働きやすい職場環境づくりに取り組む保育所を「ほいく“しが”スマイル♪認定園」とする認定制度をスタート!その取り組みを発信することで、イキイキと働ける職場づくりを広げていきます。

※1 保育士とは、保育士・保育教諭をはじめ、保育の現場で働く職員を指します。
※2 保育所とは、保育所・認定こども園および地域型保育事業を指します。



働きやすい職場づくりが、保育所と保育士を元気に!

優秀な人材がその能力を発揮し、長く働き続けられる職場を整備することで、保育士は1人1人に合った自分らしい働き方で輝くことができ、保育所も人材の確保や業務の効率化などを実現。働く側と施設側の双方にとって、魅力あふれる職場づくりにつながります。

保育士の やりがいがアップ!



居心地よく長く働けることで、保育士のスキルやモチベーションが高まります。

保育所の 業務も効率アップ!



働き方の見直しで、業務の効率化やコスト削減が実現します。

保育所の イメージもアップ!

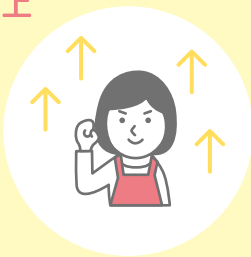


働きやすい職場という信頼と評価で、新たな人材確保・定着につながります。

ほいく“しが”スマイル♪認定園の取り組み例

人材育成・保育の質向上

- 体系的な研修計画
- 各種研修支援
- メンター制度の導入
- お互いに肯定的な理解や評価ができる取組など



給与や休暇、労働条件の整備

- 賞与の支給
- 年次有給休暇の取得促進
- 特別休暇制度の創出
- 連続休暇の奨励
- 育児や介護との両立支援など



職場環境の改善

- 負担軽減を目指すICT活用
- ノンコンタクトタイム等の導入
- ワークライフバランスへの取組
- 実働時間に即した手当の支給
- 保育補助者や事務員の配置など



保育の魅力発信

- 他園保育士の見学受け入れ
- 学生の職場体験
- インターンシップの実施
- 魅力を伝える情報発信
- 地域の子育て支援への取組など



認定の流れ

詳しくはこちら▶



STEP
1

申請書類の提出

「ほいく“しが”スマイル♪認定制度」の申請書に必要事項を記載の上、各要件を満たすことの確認書類などの関係書類を添えて提出。(郵送、もしくはWEBサイトからの申請)

STEP
2

「ほいく“しが”スマイル♪認定園」として認定

申請内容が要件を満たしていると認められた場合、「ほいく“しが”スマイル♪認定園」として認定。

STEP
3

取り組み内容の発信

認定を行った園には、認定証と認定ステッカーを交付し、園名や取り組み内容をホームページなどを通じて広く発信。

// 認定のメリット! //

- 認定を受けることによって「職場の環境整備や人材育成に理解がある施設」であることを効果的にアピールできます。
- 職員が認定園であることに誇りを抱き、モチベーションがアップします。
- 認定後は、ハローワークなどの求人票に認定園であることの表示が可能となるほか、滋賀県が園のPRを積極的に支援します。

【お問合せ】

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 子育て支援室 保育人材確保係
TEL:077-528-3557 FAX:077-528-4854 E-mail:em0004@pref.shiga.lg.jp

制度の詳細は
こちら

